

第36回町民ソフトボール大会 参加チーム募集

- 日時 9月12日(日)8:30～ 開会式
※雨天の場合は9月19日(日)へ延期
- 場所 酒匂川町民親水広場・松小グラウンド
- 登録 ①自治会単位または町内事業所単位の15人以内でチーム編成。
(中学生以上。ただし、高校生以上の者3人以上をチーム内に含める。)
②単独チームで編成できない自治会は、隣接の自治会とのチーム編成も可。
③特例として、個々の混成チームも可。
④チーム編成については、経験者に限り女性の混合も可。
- 申し込み 8月25日(水)までに町体育協会へ。
なお、自治会チームは地区スポーツ員へ。
- 問合せ 体育協会事務局 TEL83-6600

松田の歴史探訪

～酒匂川の氾濫と治水・利水コースを歩く～

鮎釣りや知られている酒匂川は農業や工業などには欠かせない恵みの川です。しかし、古来幾度となく氾濫し、人々を悩ませた河川でもありました。今回は、酒匂川の氾濫を防ぐために築かれた堤防や酒匂川の水を利用するために造られたサイホンを始め、酒匂川に関する文化財なども見て歩きます。

- 日時 8月21日(土) 8:30～11:00(小雨実施)
- 探訪場所 二宮尊徳誕生地道標～十文字橋～寒田神社～サイホン入口～店屋場堤～三角土手ほか
- 講師 松田町文化財保護委員 鈴木 一行 氏
- 服装等 ・動きやすい服とはきなれた靴、水筒
・比較的平坦な道を歩きますが、暑いので熱中症対策は各自でお願いします。
- 集合場所 JR松田駅北口8:30
- 申し込み 8月13日(金)までに教育課生涯学習係 TEL83-7023

JR松田駅前町営臨時駐車場の臨時休業

「まつだ観光まつり」で使用するため、町営臨時駐車場は次の時間、利用ができませんのでご協力ください。また、事前に車の移動をお願いします。なお、駐車している車両を移動することがあり、移動費用を車両所有者にご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

日時 8月27日(金)22:00～28日(土)19:00

【環境経済課産業観光係 TEL83-1228】

広報まつだ

おしらせ号

平成22年8月1日発行 編集/発行 企画財政課
〒258-8585 松田町松田惣領 2037番地 TEL 83-1222
ホムン・ツ・アド・レス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

危険物取扱者試験

- 日時 平成22年11月14日(日)
- 場所 神奈川大学横浜キャンパス (予定)
- 種類 甲種、乙種及び丙種
- 申し込み 9月21日(火)～10月6日(水)までに願書を郵送または電子申請
(インターネット申請の場合は9月18日(土)～10月3日(日)となります。)
- 申し込み先 (財)消防試験研究センター神奈川県支部
〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80
TEL045-633-5051
- ※願書は、足柄消防組合消防本部・署および分署にあります。
※電子申請については、上記申し込み先ホームページへアクセス願います。

危険物取扱者受験準備講習会

- 日時 平成22年10月15日(金)9:30～17:00
- 場所 県足柄上合同庁舎(2階大会議室)
- 対象 乙種第4類受験者
- 定員 70人(先着順、定員になり次第締め切り)
- 受講料 9,000円(テキスト代を含みます。)
- 受付期間 8月23日(月)から10月14日(木)まで
- 申し込みおよび問合せ先
足柄消防組合消防本部予防課 TEL74-6663
南足柄市怒田40-1
(平日9:00～16:00)

子育て支援センターの休館日

子育て支援センターは次の日程で、休館となります。

休館日 8月11日(水)～8月15日(日)

【健康福祉課子育て支援係 TEL83-1226】

ご存じですか 児童扶養手当制度

児童扶養手当制度は、父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を共にしていない世帯で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある方は20歳未満)を養育している方に、手当を支給する制度です。
※ただし、養育している方の所得制限があります。

手当額(児童1人のとき、月額)

- 全部支給…41,720円
一部支給…9,850円～41,710円(所得額により決定)
(児童2人のときは5,000円加算、3人目から1人増すごとに3,000円加算)

児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、現況届の手続きが必要ですので、8月2日(月)～8月31日(火)の間に、健康福祉課へお越しください。

問合せ 健康福祉課子育て支援係 TEL83-1226

ご存じですか 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当制度は、政令で定める程度以上の知的障害または身体障害の状態にある20歳未満の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。※ただし、養育している方の所得制限があります。

手当額(月額)

- 重度障害児…1人につき50,750円
中度障害児…1人につき33,800円
※障害の程度は、提出していただく診断書などにより、総合的に判断されます。

特別児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、所得状況届の手続きが必要ですので、8月11日(水)～9月10日(金)の間に、健康福祉課へお越しください。

問合せ 健康福祉課子育て支援係 TEL83-1226

お忘れなく納付をお願いします

- | | | | |
|-------------------------|----------|------------|------------|
| 町 県 民 税 | 8月31日(火) | 税務住民課町民税係 | TEL83-1224 |
| 国民健康保険税 | 8月31日(火) | 税務住民課国保年金係 | TEL83-1225 |
| 後期高齢者医療保険料
(長寿医療保険料) | 8月31日(火) | 税務住民課国保年金係 | TEL83-1225 |
| 介護保険料 | 8月31日(火) | 健康福祉課高齢介護係 | TEL83-1226 |

※納付には、便利な口座振替をご利用ください。